

11月は児童虐待防止推進月間(オレンジリボン運動)です ～189(いちはやく) 知らせて守る こどもの未来～



☎こども家庭相談課・子育て応援室 ☎(582)1159 ☎(582)1138

家庭や児童に関する相談件数は増加傾向にあり、特に子どもの命が奪われるなどの重大事件も後を絶ちません。このことを踏まえ、体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月1日から施行されました。児童虐待は社会全体で解決すべき重要な問題であり、虐待から子どもを守るためには、地域社会の目配りと気付きが大切です。

「虐待を受けているのではないか」「子育てが辛くて、つい子どもにあたってしまう」「近くに子育てで悩んでいる人がいる」など、少しでも気付いたことがあれば、すぐに「189」まで電話してください。秘密は固く守られ、実際に虐待でなかったとしても連絡した人が責任を問われることはありません。児童虐待の防止と早期発見について、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

児童虐待とは

- 身体的虐待…殴る、蹴る、たたく、投げ落とすなど
- 性的虐待…子どもへの性的行為、性的行為を見せるなど
- ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にするなど
- 心理的虐待…暴言、無視、差別的扱い、子どもの前で家族に暴力をふるうなど

児童相談所：全国共通ダイヤル 189番

▶189(いちはやく)番以外の相談電話

相談・連絡先	受付時間	電話
児童相談所相談専用ダイヤル	24時間	☎0570(783)189
児童虐待ホットライン (県中央子ども家庭相談センター)		☎(562)8996
守山警察署	緊急を要する場合	☎(583)0110
県中央子ども家庭相談センター	平日 午前8時30分～午後5時15分	☎(562)1121
子どもの人権110番 (大津地方法務局)		☎0120(007)110
県子ども・子育て応援センター	平日 午前9時～午後9時	☎(524)2030
	24時間	☎0120(0)78310
市こども家庭相談課・子育て応援室	平日 午前8時30分～午後5時15分	☎(582)1159

DVの被害者・加害者にならないために

～11月12日(木)～25日(水)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です～

☎人権政策課 ☎・☎(582)1116 ☎(582)0539

配偶者などからの暴力や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、セクシュアルハラスメントなど、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛や休業が行われるなか、生活不安・ストレスからDV被害の深刻化が懸念されています。

◆こんな経験はありませんか

- 大声で怒鳴って従わせようとする
- 付き合いや外出を制限する
- 携帯電話や行動をチェックする
- 無視したりバカにしたりする
- 生活費を渡さない
- 仕事に就かせない
- 目の前で物をたたいたり、投げたり、壊したりする
- からだへの暴力がある(押す、たたく、殴る、蹴る、髪を引っ張るなど)
- 性行為を強要したり、避妊に協力しない
- これらは相手を暴力で支配しようとするDV行為です。このような経験をしたり聞いたたりした場合は、すぐに右記へ相談してください。

◎相談電話・窓口

- ・DV相談^{プラス} ☎0120(279)889 ※24時間対応
- ・警察総合相談 #9110または☎(525)0110
(平日：午前8時30分～午後5時15分)
※緊急の場合は、110番で通報してください
- ・DV相談ナビダイヤル ☎0570(0)55210
※最寄りの相談機関に自動転送
- ・県立男女共同参画センター ☎0748(37)8739
(月・木曜日を除く毎日：午前9時～午後5時、木曜日：午前9時～正午、午後5時～8時30分)
- ・中央子ども家庭相談センター ☎(564)7867
(女性相談専用ダイヤル、毎日：午前8時30分～午後10時)
- ・女性の人権ホットライン ☎0570(070)810
(平日：午前8時30分～午後5時15分 ※強化期間は平日：午前8時30分～午後7時、土・日曜日：午前10時～午後5時)
- ・市女性の悩み相談(市人権政策課) ☎・☎(582)1116
(毎月第2・4金曜日：午前9時～正午、要予約)
- ・市こども家庭相談課 ☎(582)1159
(平日：午前8時30分～午後5時15分)